

第 8 3 号議案

藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスの指定管理者の指定について

藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 藤枝市民グラウンド
藤枝市民テニス場
- 2 指定管理者 静岡市駿河区稲川一丁目1番3号地建稲川ビル3階
株式会社 協栄 静岡支店
支店長 松島 秀行
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで